

新型コロナウイルスに関する情報共有（4月28日，5月4・5日）

【4月28日】

- 4月28日現在，保健省発表の確定症例数は，昨27日から102人増の2810名です。
- 保健省は，施設における隔離者（感染が疑われる人及び感染者）を自宅待機へ移行させることを発表しました。
- 日本赤十字社公開の動画「ウィルスの次にやってくるもの」の紹介

1 4月28日、保健省は新型コロナ・ウイルスの感染者数を次のとおり発表しております。（4月28日14時時点（当地時間））

バーレーンにおける確定症例数は2810名

（うち治癒者数1246名，死亡者8名）

※バーレーン保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

2 保健省は，これまで施設において隔離されていたバーレーン人のうち感染が疑われる人及び軽症感染者を自宅待機へ移行させることを発表しました。自宅待機に移行される人は，誓約書にサインを求められ，少なくとも2週間の自宅待機が義務づけられ，「BeAware」アプリのダウンロードと行動を監視する電子ブレスレットの着用が義務づけられるとのことです。また，外国人も含む治癒者に対する4週間の自宅待機の義務づけ及び定期的な検査の実施を発表しました。

3 4月21日，日本赤十字社は「ウィルスの次にやってくるもの」という動画を公開しました。新型コロナウイルスの感染拡大で起きる“真の恐怖”を以下の動画で伝えております。

<https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4>

【5月4日】

- 5月4日現在，保健省発表の確定症例数は，昨3日から108人増の3464名です。
- シトラ地区にICU病院が建設されました。

1 5月4日、保健省は新型コロナウイルスの感染者数を次のとおり発表しております。（5月4日16時時点（当地時間））

バーレーンにおける確定症例数は3464名

(うち治癒者数1737名, 死亡者8名)

※バーレーン保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

前回(4月28日)お送りした領事メールでは, 保健省発表の確定症例数は2810名であり, それから6日間の間に654名増加しました。その多くが外国人労働者であり, 依然として彼らの間で感染が広まっておりますので, 多くの外国人労働者が出入りする場所は可能な限り立ち寄らないようお願いいたします。

2 報道によりますと, 2週間でシトラ地区にICU病院が建設されたとのことです。そこには, 152の病床及び同数の人工呼吸器並びにレントゲン装置及び透析器等が備え付けられ, 55人の医師と250人の看護師が特別医療団として勤務することです。

【5月5日】

●5月5日現在, 保健省発表の確定症例数は, 昨4日から215人増の3679名です。

●日本の運転免許証の期間延長が受けられる可能性があります。

1 5月5日, 保健省は新型コロナ・ウイルスの感染者数を次のとおり発表しております。(5月5日15時時点(当地時間))

バーレーンにおける確定症例数は3679名

(うち治癒者数1762名, 死亡者8名)

※バーレーン保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

2 日本の警察庁は, 新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み, 運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない方に対し, 当該者が所持する免許証の更新期限が令和2年3月13日~7月31日までの間である場合, 更新期限の前に, 警察署や運転免許センター等に申し出て, 期間延長につき, 裏面に記載してもらう又はその旨を記したシールを入手することで, 運転可能期間を3か月延長することを認めています。

当該手続きの詳細については, 各都道府県警察に委ねられており, 手続きにかかる情報は随時更新されているため, また, 多くの都道府県警察では, 郵送による運転可能期間延長申請を認めているものの, 期間延長シールの送付先を運転免許証に記載さ

れた住所に限るなどとしておりますので、代理人申請が可能かも含め、必要に応じて所持する免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察にご照会下さい。なお免許を郵便や国際宅配便等の手段により本邦の代理人に送付する場合は、紛失等のリスクがありますことご留意願います。